

## 再 発 防 止 策

## (1) 給湯器買い替え受付時の業務処理方法の見直しおよびシステムチェックの実施

- 給湯器買い替え受付時に、NTS通電時間変更の工事票発行漏れがないよう、電気ご使用申込書にチェック項目を追加するとともに、審査時にNTS通電時間変更の工事票の処理が確実に行われているか照合を行うよう審査体制の強化を図ります。

(平成 20 年 10 月実施予定)

更に、ご契約内容に応じたNTS通電時間となっているかシステムでの  
相関チェックを実施します。

(平成 21 年 4 月実施予定)

## (2) 指示帳票の様式見直し等による施工指示の明確化

- 供給工事時のNTS通電時間と通電終了時刻の取り違えを防止するため、工事票にNTS通電時間に加えて通電開始時刻を記載し、施工内容を明確化します。

(平成 20 年 10 月実施予定)

- NTS取替工事時の通電時間設定誤りを防止するため、取替工事票にNTSの通電時間および通電開始時間を記載し、施工指示を明確化します。

(平成 21 年 4 月実施予定)

## (3) 施工者への教育の徹底

- NTS設置、取替および通電時間調整を行う施工者全員に対し、NTS通電時間設定方法の再教育を実施しました。

(平成 20 年 8 月実施済)

## (4) 通電時間調査の実施

- お客さまの設備が設置（または変更）された場合に行なう竣工調査時に、契約内容に応じたNTS通電時間となっているか確認します。

(平成 20 年 10 月実施予定)

- 定例検針にあわせてNTS通電時間を確認し、契約内容に応じたNTS通電時間となっているか定期的（1回/年）に調査します。

(平成 21 年度実施予定)